

令和2年第12回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和2年11月25日(水)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後3時00分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	欠席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
化推進委員 農地利用最適	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	欠席
	3	眞通 昭彦	欠席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 樋口 成男 主幹 市川 徹 主査 大河原 喜浩 大森 充浩
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第37号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第5	議案第38号 農地利用状況調査に基づく利用意向調査の実施について
日程第6	専決処分の報告について
その他	

議 長

これより、議事に入ります。

### 日程第1 議事録署名委員の指名

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は 10 番、11 番にお願いします。

議 長

### 日程第2 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

本件担当の10番、申請地の状況について説明をお願いします。

10 番

23日に5番推進委員と現地を確認しました。申請地は、県道川越日高線の女影交差点を南に入り、霞野神社を左に見て西に進み、〇〇〇〇の工場の手前に位置します。現地は、手前半分がきれいに耕耘されており、奥には栗が栽培されていました。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

譲受人は、主に〇〇地内に農地を約〇反所有している方で、夫婦で水稲と露地野菜の栽培を行い、年間の農業従事日数は〇〇日となる農業者です。申請地は、昔から譲渡人から借りていた農地であり、今回、譲渡人より譲渡してもいいとの話から申請に至っています。取得後の作付け計画は、露地野菜と栗の栽培としています。

議 長

只今、10番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

12 番

農地の譲渡については、譲受人が本当に農業経営力があるのかということ審議したほうがよろしいと思います。そのため、今回の譲受人の年齢から今後、10年以上の農業経営力がある方なのか。また、後継者がいるのかなどをお聞きます。

事 務 局

譲受人は定年後、実家の農地を引継ぎ、現在も水稲と露地野菜を栽培しています。譲受人からは、身体が元気なうちは、農業を行っていくと聞いています。今回の申請地については、今まで借りていた農地を取得して耕作を継続していくということであるため、農業経営に対する意欲はあるものと思います。また、後継者については、息子等が引き継ぐという話は聞いていませんので、わかりません。今後、譲受人が農業を引退する時期に検討されていくと思います。

議 長

他に質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

### 日程第3 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長

日程第3 議案第36号農地法第5条の規定による許可申請について審

事務局  
議長  
6番

議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件担当の6番、申請地の状況について説明をお願いします。

22日に現地を確認してきました。申請地は、県道川越日高線沿いにある〇〇〇〇のところに南に進んだ先に位置します。現地は、一番東側の田のみ水稲がされている状況でした。

議長  
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該案件については、以前から地区からの要望であった水路整備を市が工事するものであり、その水路整備工事に伴い、受注者である譲受人が工事に必要となる進入路として使用するための一時転用となります。

工事内容は、水路約400mを柵渠(約2.5m)にて整備されるとのことです。また、進入路については、幅が約3mで、一部、転回用のスペースを取る場所を設けるとしており、現況に鉄板を敷いて出入りを行うとしています。

一時転用される農地で、地番〇〇番〇のみ水稲を行っていますが、所有者との交渉が適正にされています。また、使用後の農地への復元についても適正に行われることが見込まれることから、一時転用について、問題はないと思われま

議長

す。只今、6番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議長

#### 日程第4 議案第37号 農用地利用集積計画(案)の決定について

日程第4議案第37号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。

議事に入ります前に、議事参与の制限により13番は退室をお願いします。

それでは、事務局より1番の朗読をお願いします。

事務局  
議長

〈議案朗読〉

本件について、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

先日、現地を確認してきました。申請地は、高萩北中学校の西側に位置します。現地は、きれいに耕耘してありました。

借受人は市から認定農業者として認定されており、年間の農業従事日数は〇〇日、主にとうもろこし、ニンニクなどの露地野菜を栽培する農業者です。申請地は、借受人の経営地と近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。

議長  
委員

只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員  
議長

異議なし。  
異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。13番は入室してください。

議長  
事務局  
議長  
3番

事務局より2番の朗読をお願いします。  
(議案朗読)  
本件担当の3番、申請地の状況について説明をお願いします。  
21日に2番推進委員と現地を確認してきました。申請地の地番〇〇番、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番は、高麗川公民館の西側にある細い道を西に進み、八高線の線路の手前に位置します。地番〇〇番は、高麗川小学校の北側に位置します。現地は、全て、きれいに耕耘されていました。

議長  
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。  
借受人は農地所有適格法人である〇〇〇〇で勤務していた方です。この度、独立して農業経営を行っていくため、現在、市へ認定農業者の認定手続きを行っているところです。〇〇〇〇で約〇年勤務し、年間では〇〇日農業に従事していたとのことで、今後、同法人の〇〇が予定されているため、経営していた農地を引き継いで、営農していくこととしています。

議長

本来、就農については、農業大学校、担い手育成塾を経ることとなりますが、市としては、農地所有適格法人在籍時の農業経験等を考慮し、認定農業者へ認定したいとの意向です。  
只今、3番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。  
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員  
議長

異議なし。  
異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

#### 日程第5 議案第38号 農地利用状況調査に基づく利用意向調査の実施について

議長  
事務局

日程第5議案第38号農地利用状況調査に基づく利用意向調査の実施についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。  
本年の農地利用状況調査において判断された、新規に発生した遊休農地の所有者に対して、農地法に基づき利用意向調査を実施するものです。

議長

(以後、資料に基づき説明)  
只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

12 番

事務局

意向調査で農地中間管理事業を利用すると選択した場合、農地中間管理機構が借り手とのマッチングを行うと思いますが、マッチング出来なかった農地は、どのようになりますか。また、自ら耕作等を行うとした農地で、今後も改善されない場合は、どうなりますか。

農地中間管理事業を選択した場合は、選択した所有者及び農地等の情報を農地中間管理機構へ情報提供します。その後、同機構が情報提供された農地が借受基準に適合するかについて、調査を行います。調査の結果、借受基準に適合した農地については、農地バンクへ登録し、借り手となる担い手を募集し、マッチングを行うこととなります。また、借受基準に適合しなかった農地については、所有者と農業委員会において、管理及び貸し借りなどについて、引き続き対応していくことになります。

自ら耕作等を行うとした農地については、例えば、令和元年度の利用意向調査で自ら耕作すると選択し、令和2年度の利用状況調査で改善されていない場合は、課税の強化等の対応がされます。ただし、同機構の借受基準に適合する場合に限られます。

12 番

事務局

12 番

遊休農地の措置で課税が強化された場合、地目は変更されるのですか。また、過去に日高市で課税が強化された農地はありますか。

地目は変更されません。また、課税が強化された農地は、ありません。

わかりました。措置の制度があっても、あまり、効果のない内容であると感じました。

推進委員 1 番

事務局

議長

委員

議長

委員

議長

農地バンクに登録された農地の情報は、インターネットで閲覧することは可能ですか。

借り手の募集時期などで閲覧できるかもしれません。

他に質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。本件について、実施を承認ということによろしいですか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件について、実施することで決しました。

#### 日程第6 専決処分の報告について

議長

委員

議長

日程第6 専決処分の報告について、資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。